

## がんばる漁業復興支援事業実施要領

23水管第1820号  
平成23年11月21日  
水産庁長官通知  
一部改正  
24水管第261号  
平成24年4月20日  
24水管第1052号  
平成24年7月25日  
25水管第2479号  
平成26年3月20日  
27水推第1309号  
平成28年3月29日

### 第1 事業の実施

漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の3の（1）に基づく事業の実施は、以下によるものとする。

#### 1 事業の趣旨

- （1）新船導入による収益性改善の事業は、操業海区グループ又は業種ごと等に、新たに省エネ高性能漁船等を導入して漁船の適正規模化などを実施し、次期代船建造が可能となる収益性の向上を目指した取組を行うことにより、漁業の復興を推進しようとするものである。なお、共同利用漁船等復旧支援対策事業及び共同利用小型漁船建造事業による漁船導入は、全て新船導入とみなす。
- （2）既存船活用による収益性回復の事業は、既存船を活用し、漁業の償却前利益の確保を目標とした安定的な水産物生産体制の構築に資する取組を行うことにより、漁業の復興を推進しようとするものである。

#### 2 事業の内容

- （1）事業実施者（実施要綱第3の3の（1）に規定する「地域漁業復興協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。以下、当該事業に関し同じ。）は、実施要綱第3の1の（2）のウの認定漁業復興計画に基づき省エネ高性能漁船等の収益性改善の事業又は漁船等の収益性回復の事業に取り組む漁業者（以下単に「漁業者」という。）と操業契約等を締結するものとする。ただし、事業実施者自らが、認定漁業復興計画に基づいて、省エネ高性能漁船等の収益性改善の事業又は漁船等の収益性回復の事業に取り組む場合はこの限りでない。
- （2）（1）の規定により事業実施者と操業契約等を締結した漁業者（以下「契約漁業者」と

いう。)は、新しい操業体制による漁獲・水揚げ・出荷等を行うものとする。なお、(1)のただし書の場合にあつては、事業実施者が新しい操業体制による漁獲・水揚げ・出荷等を行うものとする。

- (3) 事業実施者は、契約漁業者に対し、別添1の操業費用等算定基準（以下「算定基準」という。）に基づき、操業に必要な費用を支払うものとする。
- (4) この事業における漁船の運航に要する燃油、資材、販売管理その他事業を行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。
- (5) この事業における漁獲物は、全て事業実施者に帰属するものとし、事業実施者はその管理及び販売に関し、善良なる管理者の注意をもってこれを行わなければならないものとする。
- (6) 事業実施者は、事業期間の終了後及び全ての事業終了後、損益計算を行うとともに事業の結果を取りまとめ、認定漁業復興計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

### 3 事業期間

- (1) この事業は、1事業期間を1年とする。ただし、1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により、これによりがたい場合には、事前に水産庁長官と協議の上、事業期間を定めることができるものとする。
- (2) この事業は、事業を開始した日から起算して3年を超えて実施することはできないものとする。
- (3) (1)のただし書の場合において、複数の船（まき網漁業の場合は船団）を使用し、1事業期間当たりグループで1つの事業を実施する場合（以下「集団操業計画」という。）については、各船ごとに1年を超えない期間で操業契約等を締結するものとし、各船ごとの一部又は全部の事業開始日が異なる場合にあつては、3事業期間を通算して事業を実施できる期間は、(2)にかかわらず最初に事業を開始した日から起算して3年6ヶ月を超えない範囲で定めるものとする。

### 4 販売代金の管理等

- (1) 事業実施者は、事業期間中の漁獲物の販売に係る代金（通常の操業で発生する漁獲物販売代金等の収入及びその他の収入をいう。以下同じ。）を助成金の返還に充てるため、事業期間ごとに特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するものとする。
- (2) 助成金の返還後になお当該勘定に残った資金については、乗組員等への報奨金を含め、地域漁業復興プロジェクトに活用するものとする。

### 5 事業の終了等

#### (1) 事業の終了

ア 水産庁長官は、がんばる漁業復興支援事業の事業期間の漁獲物の販売に係る代金の総額が、第3の1の(1)に規定する返還対象額を上回ったときは、事業実施主体である特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）及び事業実施者に対して当該事業の終了を命ずるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、既に事業を開始している事業期間に限り、事業の実施を認めるものとする。

る。

イ 水漁機構は、アの規定により事業の終了を命じられた場合において、事業実施者が既に次事業期間（アのただし書の規定により、実施が認められた事業期間を除く。）の事業を開始し、水漁機構から当該事業期間に係る助成金の交付を既に受けていたときは、事業実施者に対して当該助成金の全部について返還を命じることとする。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、事業実施者が第3の1の（1）に規定する返還対象額及び漁獲物の販売に係る代金の総額と返還対象額との差額の2分の1（新船導入による収益性改善の事業にあつては10分の9）に相当する金額を水漁機構へ返還する場合には、水産庁長官は事業の継続を認めるものとする。

## （2）事業の中止等

次のいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、水漁機構及び事業実施者に対して事業の中止を命じ、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。なお、既に事業が終了していた場合にも、同様に、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。

ア 契約漁業者（第1の2の（1）のただし書の場合にあつては、事業実施者）が漁業経営を中止したとき。

イ 事業実施者と契約漁業者が操業契約等を解除したとき。

ウ 契約漁業者（第1の2の（1）のただし書の場合にあつては、事業実施者）が漁獲共済に加入したとき。

エ 事業実施者が水産庁長官又は水漁機構に対して虚偽の報告を行ったとき。

オ 事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は水漁機構から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき。

カ 事業実施者又は所有者等がこの事業の実施に関連して法令に違反したとき。

キ その他水産庁長官が事業を継続することが不相当と判断したとき。

## （3）助成金支払の留保

水産庁長官は、（2）のアからキまでのいずれかに該当する疑いがある場合には、事業主体に対して、その水漁機構を確認するまでの間、助成金の支払を留保することを命じることができる。

## 6 手続等

### （1）事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、事業期間ごとに算定基準に従って、認定漁業復興計画に基づく新しい操業体制による漁獲・水揚げ・出荷等に必要の人件費等の費用を算出するものとする。ただし、集団操業計画に基づく事業を実施する場合にあつては、各船ごとに操業契約等を締結した期間に従って、人件費等を算出するものとする。

イ 事業実施者は、第1の2の（1）のただし書の場合を除き、アにより算出した金額を支払う操業契約等を漁業者と締結するものとする。

ウ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別紙様式第1号によるがんばる漁業復興支援事業実施計画を水漁機構を經由して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

エ 水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、当該実施計画を承認するものとする。

(ア) 認定漁業復興計画に沿った内容であること。

(イ) 1から5までに規定された内容を満たしていること。

(ウ) 操業契約等において、事業実施者が、契約漁業者及びその従事者（乗組員等）に対して、操業に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、操業状況が好ましくないと判断した時は操業契約等を解除することを定めていること。

(エ) 助成金の対象とする費用が第2の1の規定に合致していること。

(オ) 操業契約等に基づき契約漁業者に支払う操業費用等が、算定基準に合致していること。

(カ) 契約漁業者（第1の2の（1）のただし書の場合にあつては、事業実施者）が漁獲共済に加入していないこと。

オ 事業実施者は、ウの承認を受けた実施計画を変更する場合には、イ及びウに準じて処理するものとする。なお、水揚港及び事業経費の変更については、水産庁長官が認めた場合に限り（2）のアの実施状況報告書の提出前まで行えるものとする。

## （2）実施状況の報告等

ア 事業実施者は、毎事業期間終了後（事業期間が1年を超える場合は1年間ごと経過後）30日以内に、別紙様式第2号により実施状況報告書を作成し、水漁機構を經由して水産庁長官に提出するものとする。

イ 事業実施者は、この事業の全てを終了した場合には、別紙様式第3号により事業報告書を作成し、アに準じて提出するものとする。

## 第2 助成金の交付等

実施要綱第3の3の（1）に規定する助成金の交付は、以下によるものとする。

### 1 助成金の対象費用

この事業において助成金の対象とする費用の範囲は、別添2のとおりとする。

### 2 助成金の交付

（1）事業実施者は、第1の6の（1）のウの承認を受けたときは、別紙様式第4号により1事業期間における助成金交付申請計画を作成し、水漁機構に提出するものとする。この際、最初に交付申請できる額は、当該事業期間の助成金の所要額の2割以内の額とするが、1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により、それによりがたい場合には、事前に水産庁及び水漁機構に協議するものとする。

（2）水漁機構は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があつた場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別紙様式第5号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。この際、特に第1の3の（1）のただし書により1事業期間が1年を超える場合については、漁業・養殖業復興支援事業助成勘定の資金状況を十分に勘案するものとする。

（3）事業実施者は、（2）で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に要する経

費について別紙様式第6号により概算払を請求することができるものとする。

- (4) 水漁機構は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (5) 事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、水漁機構から助成金の交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。
- (6) 事業実施者は、1事業期間の事業終了後、別紙様式7号の助成金精算報告書に第1の6の(2)のAの実施状況報告書を添付して水漁機構に提出するものとする。
- (7) 水漁機構は、事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、水漁機構に対し、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

### 3 助成金の額の確定

- (1) 水漁機構は、第1の6の(2)のAに基づき事業実施者から提出された事業実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別紙様式第8号により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。
- (2) 水漁機構は、事業実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めたときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。

## 第3 助成金の返還

助成金の返還は、以下によるものとする。

### 1 返還すべき助成金の額

- (1) 返還すべき助成金の額は、確定額から別添2に規定する事業管理費の額を差し引いた額（以下「返還対象額」という。）とする。

ただし、当該事業期間の漁獲物の販売に係る代金の総額が返還対象額を下回る場合には、その差額の2分の1（かつお・まぐろ漁業（かつお・まぐろ類を漁獲する漁業）を対象として、国際的な漁業管理機関における資源管理措置の強化に対応するため、複数のオブザーバーを乗船させることが可能な漁船を用いる場合にあつては、3分の1。第1の1の(2)の事業にあつては、10分の1）に相当する額と販売に係る代金の総額との合計を返還すべき助成金の額とする。
- (2) 事業期間中の津波等の災害により、漁獲物が全損又はそれに準ずる被害を受けた場合であつて、水産庁長官が特に認める場合には、(1)の規定にかかわらず、販売に係る代金を返還すべき助成金の額とする。
- (3) 当事業期間の漁獲物の販売に係る代金の総額が、返還対象額を上回った場合において、事業実施者が次事業期間以降も事業を継続するときには、(1)の規定にかかわらず、返還対象額及び漁獲物の販売に係る代金の総額と返還対象額との差額の2分の1（新船導入による収益性改善の事業にあつては10分の9）に相当する金額とする。

## 2 助成金の返還

- (1) 水漁機構は、第2の3の(1)により助成金の額を確定したときは、速やかに事業実施状況報告書を基に返還すべき助成金の額を決定し、事業実施者に対し、別紙様式第8号の額の確定通知と併せて助成金の返還を命令するものとする。
- (2) 事業実施者は、(1)により水漁機構から命じられた返還期日までに第1の4の(1)の勘定から助成金を返還しなければならない。
- (3) 事業実施者は、当該勘定の資金の額が返還すべき助成金の額に満たないときは、不足額を自己負担することにより返還するほか、契約漁業者と協議の上、契約漁業者にその一部又は全部を負担させることにより、助成金を返還することができるものとする。
- (4) 水漁機構は、(1)の返還期日までに事業実施者から助成金の返還が行われなかった場合には、速やかに水産庁長官に報告するとともに、事業実施者に対して返還に係る期間に応じた年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 第4 その他

水漁機構は、事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の承認を得て定める諸規程に基づいて、事業を実施するものとする。

附 則 (平成28年3月29日27水推第1309号)

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

【様式第1号】

がんばる漁業復興支援事業実施計画申請書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた漁業復興計画に基づき、がんばる漁業復興支援事業のうち、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第1の1の（1）の新船導入による収益性改善の事業（又は第1の1の（2）の既存船活用による収益性回復の事業）を実施したいので、同要領第1の6の（1）のウの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象漁業種類

3. 事業を行う船舶

- (1) 船名及び総トン数 :
- (2) 所有者氏名 :
- (3) 所有者住所 :
- (4) 船団構成 :
- (5) 漁船登録番号 :
- (6) 建造年月日 :
- (7) 建造価格 :
- (8) 造船所の名称及び住所 :
- (9) 購入先 :
- (10) 購入価格 :
- (11) 改造した内容 :
- (12) 改造年月日 :
- (13) 改造価格 :
- (14) 改造した造船所の  
名称及び住所

※(9)以降は中古船の場合のみ記入。

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間（3年以内）

（注）集団操業計画に基づく事業を実施する場合にあっては、最初に事業を開始した日から起

算した事業実施期間（3年6ヶ月以内）を別紙に記載するとともに、各船ごとの事業実施期間（3年以内）も併せて追記すること。

本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 根拠地及び水揚げ港

根 拠 地：

水揚げ港：

6. 事業項目

7. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区 分	計 画 額	備 考
操 業 費 用 等		(積算内訳)
燃 油 費		(積算内訳)
え さ 代		(積算内訳)
魚 箱 ・ 氷 代		(積算内訳)
そ の 他 の 資 材 費		(積算内訳)
販 売 費		(積算内訳)
そ の 他 の 経 費		(積算内訳)
事 業 管 理 費		(積算内訳)
消 費 税		(積算内訳)
事業経費合計		

8. 助成金の返還方法

助成金の額の返還方法として実施要領第3の1の(1)にあるいずれかの方法を記載。



【様式第2号】

がんばる漁業復興支援事業実施状況報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿  
(水漁機構経由)

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け(番号)で承認のあった新船導入による収益性改善の事業(又は既存船活用による収益性回復の事業)の実施状況について、がんばる漁業復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知)第1の6の(2)のアの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 事業に用いた船舶

船名及び総トン数:

所有者氏名:

所有者住所:

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 事業結果

(1) 事業項目毎の検証

(2) 収支の状況



続する場合のみ)

当該事業期間の漁獲物の販売に係る代金が実施要領第3の1に規定する返還対象額を上回りましたが、返還対象額及び漁獲物の販売に係る代金と返還対象額との差額の〇分の〇に相当する金額を返還し、事業を継続します。

【様式第3号】

がんばる漁業復興支援事業実証結果報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿  
(水漁機構経由)

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施した新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業）について、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第1の6の（2）のイの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 事業対象漁業種類

3. 事業に用いた船舶等

船名及び総トン数：

所有者氏名：

所有者住所：

4. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 事業結果

(1) 事業項目毎の検証

(2) 収支の検証

【様式第4号】

がんばる漁業復興支援事業助成金交付申請計画書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で水産庁長官から承認のあった新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業）について、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第2の2の（1）の規定に基づき、当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

記

1. 助成金の総額：

2. 助成金の申請計画

(単位：円)

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

**【様式第5号】**

がんばる漁業復興支援事業助成金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間における新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業）に係る助成金交付申請計画について、申請のとおり交付することを了承したので、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定に基づき、通知します。

**【様式第6号】**

がんばる漁業復興支援事業概算払請求書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払されたく、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第2の2の（3）に基づき、請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
合 計					

【様式第7号】

がんばる漁業復興支援事業に係る助成金精算報告書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業）について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第2の2の（6）の規定に基づき、提出します。

なお、本件の助成金の返還方法については、事業実証計画において、同実施要領第3の1にある〇〇の方法を選択しています。（実施要領第3の1にあるいずれかの方法を記載。）

記

（単位：円）

項 目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (a) - (b)	既返還額 (c)	販売額等 (d)	備考
合 計						

【様式第8号】

がんばる漁業復興支援事業の額の確定通知書

番 号  
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった新船導入による収益性改善の事業（又は既存船活用による収益性回復の事業）に係る助成金精算報告書及び水産庁長官に提出した実施状況報告に基づき、当該事業期間に係る助成金の額は、金 円と確定したので、がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）第2の3の（1）の規定に基づき、通知する。

また、同実施要領第3の1の規定に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額は、下記のとおり定めたので、平成 年 月 日までに助成金を返還されたい。

なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同実施要領第3の2の（4）の規定に基づき、延滞金を課すので予め御了知願いたい。

記

（1）返還額

区 分	金 額	備考（積算根拠）
助成金確定額(a)		
既交付額(b)		
精算報告に基づく返納額(c)		
販売額等(d)		
既返還額(e) (販売に基づく既返還額)		
実施要領第3の1に基づく返還すべき助成金の額(f)		
返還額(c) + (f) - (e)		

（2）助成金の返還方法

実施要領第3の1にある〇〇の方法

（助成金の額の返還方法として実施要領第3の1にあるいずれかの方法を記載。）

（3）振込先



## 【別添1】

### がんばる漁業復興支援事業操業費用等算定基準

事業実施者が認定漁業復興計画に基づき実施するがんばる漁業復興支援事業に取り組む漁業者と操業契約等を締結する場合の漁業者に支払う操業費用等の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

#### 1. 減価償却費

減価償却費＝当該船舶の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合においては、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1のとおりとする。

償却方法：定率法（省令第5条）とする。

ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた船舶については、旧定率法（省令第4条）とする。

償却率：省令別表第10のとおりとする。

ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に船舶を取得し、又は実施要綱第3の1の（2）のウに基づく漁業復興計画の認定を受けた場合は、省令別表第9のとおりとし、平成19年3月31日以前に取得された船舶については、省令別表第7のとおりとする。

#### 2. 金利（建造借入金に係る金利）

金利＝当該船舶の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

#### 3. 損害保険料

損害保険料は、当該船舶が加入している船舶保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険）及び漁業施設共済の実績額とする。

#### 4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3第5項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/6$ × $1.4/100$

（2）上記（1）以外のもの（地方税法 第349条の3第6項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/2$ × $1.4/100$

#### 5. 人件費

人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員毎の前年実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とする。

ただし、外地を基地とする場合には、予備船員の給与及び船員交替旅費を算入することができる。

## 6. 修繕費

修繕費 = (建造価格又は購入価格に改造費を加えた額) × 修繕費率

修繕費率: 下表の修繕費率

(修繕費率表)

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

## 7. 消耗品費

消耗品費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の実証事業による使用見込(期間)を乗じて得た額とする。

## 8. 主燃油持込金利

主燃油持込金利 = 最大積載量 × 0.8 × 単価 × 短期プライムレート

単価: A重油(バージ渡し)京浜地区の直近の金額(デジタル物価版)を適用する。

短期プライムレート: 直近の短期プライムレートを適用する。

## 9. 漁具等償却費

漁具等償却費は、漁具及び搭載機器等の償却費(漁具、機器ごとに設定)の合計額とする。

## 10. 補助油

補助油は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込(期間)を乗じて得た額とする。

## 11. 通信費

通信費の算定は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込(期間)を乗じて得た額とする。

## 12. 漁船等使用料(共同利用漁船等復旧支援対策事業等補助金交付要綱(平成23年5月2日付け23水管第279号農林水産事務次官依命通知)による共同利用漁船等を使用する場合に限る)

上記1から4及び9に基づき算定した額又は使用料(実績額)のうち額が低いものとする。

なお、漁船等使用料を計上した場合は、上記1から4及び9の金額は計上しないものとする。

ただし、使用料(実績額)を漁船等使用料とした場合、上記1から4及び9のうち使用料(実績額)の対象となっていないものは計上できるものとする。

## 13. 一般管理費

一般管理費は、上記1から12までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

#### 14. 消費税の算定

消費税は、上記1から13までの金額の合計額に5%を乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から13までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

【別添2】

がんばる漁業復興支援事業において助成金の対象とする費用の範囲

助成金対象経費	経費の具体的な内容
1 操業費用等	別添1の操業費用算定基準のとおり なお、事業実施者自らが、認定漁業復興計画に基づいて、新船導入による収益性改善の事業又は既存船活用による収益性回復の事業に取り組む場合にも、同様の経費を助成金対象経費とする。
2 燃油費	当該事業の実施のために要した運航に係る重油、軽油等の油代
3 えさ代	漁獲に要したえさ代（撒き餌含む。）
4 氷代	船上及び陸上（市場内に限る。）での漁獲物鮮度保持に要した氷代
5 魚箱代	船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した容器代
6 その他の資材費	船上及び陸上（市場内に限る。）での漁獲物鮮度保持に要した資材費（氷代を除く。）並びに船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した資材費（魚箱代を除く。）
7 販売費	市場売りの場合には、当該市場の市場手数料等、販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の5%以内
8 その他の経費	当該事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの
9 事業管理費	当該事業を運営するために必要な事業管理費とし、1～8の経費全体の2%以内 ただし、この事業の実施に当たり、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に係る人件費を加算できる。
10 消費税	2から9までの経費に要した消費税額

【参考：漁業操業契約書等の例】

漁業操業に関する契約書

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「がんばる漁業復興支援事業」を実施するに当たり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

（漁業操業）

第1条 乙は、〇〇漁業復興計画（認定日： 年 月 日）に基づいて漁業操業を実施する。

（期間）

第2条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（使用漁船等）

第3条 〇〇漁業復興計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な次に掲げる船舶（以下「漁船」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく漁業操業を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

船名：	機関の種類及び馬力数：
総トン数：	無線設備の有無：
漁業種類：	信号符字：
漁船登録番号：	船籍港：
船舶番号：	燃油最大積載量：
進水年月日：	船舶の使用権：（使用貸借権又は自己所有船）
船質：	

2 乙は、漁船に次に掲げる資格及び数の乗組員を乗船させ、欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（資格名称）（船名： ）（船名： ）（合計）

船長	1	1	2
機関長	1	1	2
一等航海士	1	0	1
・			
・			
その他乗組員	10	5	15
合計	〇〇	〇〇	〇〇

- 乙は、漁船の乗組員が操業に専念し、最善の努力を払うよう管理を行うものとする。
- この契約締結に伴う漁船の漁業操業開始の場所は〇〇港とする。
- 漁業操業開始の際、漁船の燃油積載量は、甲乙立合の上確認するものとする。
- 漁業操業期間満了に伴う漁業操業終了の場所は〇〇港とする。ただし、甲乙協議して変更できるものとする。
- 第8条の規定により解約した場合の漁業操業終了場所は、甲が原則として漁業操業終了の日の7日前までに乙に通知するものとする。

（費用等）

第4条 〇〇漁業復興計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な漁業操業期間中の漁船の運航に要する燃油、魚箱、氷その他の事業に係る資材（個人的消費に供されるものを除く。）は、甲が負担するものとする。

- 前項の甲の負担を除く一切の費用は、乙が負担するものとする。
- 使用終了の際、甲乙立合の上積載中の燃油の数量を確認し、前条第7項の規定により乙が積載

した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

(漁獲物の帰属等)

- 第5条 本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物は、全て甲に帰属するものとする。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するものとする。

(漁業操業費用の支払い)

- 第6条 甲は、漁業操業費用として、1箇月につき金「」(うち消費税額  円)を乙に支払う。
- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものとする。
- 3 1か月に満たない漁業操業費用は日割計算とし、24時間未満の端数は1日として計算する。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 4 毎月の漁業操業費用について、甲は、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 5 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により漁業操業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 6 甲は、故意又は過失により支払期日までに漁業操業費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

(不可抗力の免責等)

- 第7条 不可抗力により漁船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上操業を終了するものとする。
- 2 前項の場合、甲は実際に運航した日まで乙に漁業操業費用を支払うものとする。
- 3 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

(解約)

- 第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。
- (1) 乙がストライキ等により連続して20日以上の間運航しなかったとき。
- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (3) 甲がこの契約を必要としなくなったとき。
- (4) 自然災害等、漁船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。
- (5) 「がんばる漁業復興支援事業実施要領」(平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知)第1の5の(1)又は(2)の規定により、水産庁長官から甲に対して当該事業の終了又は中止を命ぜられたとき。
- 2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。
- 3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

- 第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た当事者の技術上・経営上の一切の秘密を外部に漏洩しないように厳重に管理するものとし、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○  
○○漁業協同組合  
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○  
○○○○